

テレワーク兵庫の概要

自宅パソコンから安全に職場パソコンにアクセスできるテレワーク基盤を提供します

対象者と申込み方法

(1) 兵庫県職員、県内市町職員

県、各市町等のシステム管理者、人事管理担当者から別途通知します。

(2) 県内中小企業従事者

原則兵庫県内の中小企業（従業員数 300 人以下等の条件の企業）

中堅企業等については別途相談

企業の従業員の半数（20 人を限度）まで登録可能

応募者多数の場合、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

各企業の経営者またはシステム管理者の方からお申込みください。

✉ メールでのお問い合わせはこちら

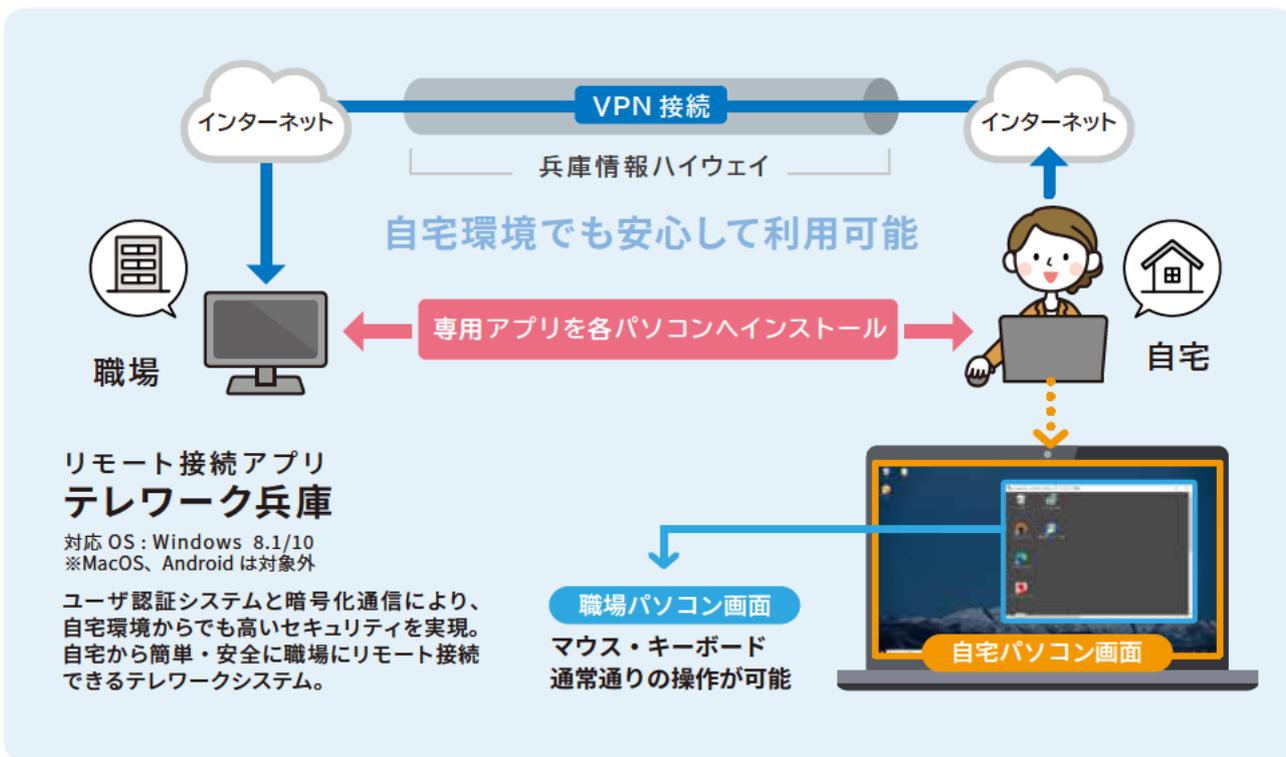
hyogo-telework@soc.pref.hyogo.jp

兵庫県企画県民部 科学情報局 情報企画課 システム管理室

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話番号 078-362-3049

システム概要



利用者の登録制

職場のシステム管理者
から一括して申請

パソコンの登録制

自宅のパソコンに
電子証明書を配布

セキュリティ監査の実施

不正利用、
不正アクセス防止

- 自宅パソコンと自宅インターネット回線は自己負担
- 3年間（令和5年12月まで）自らが在宅勤務用システムを導入するまでの臨時措置として提供